平成２９年（フ）第１８号
山口県玖珂郡和木町和木４丁目３番56号
債務者　村田　雪子
1　決定年月日時　平成29年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第６３号
佐賀県唐津市十人町137番地２
債務者　苣木　一平
1　決定年月日時　平成29年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第５０７号
神戸市須磨区多井畑南町３番地の５　デルフィオーレ須磨505
債務者　井上　弘美
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５３４号
神戸市垂水区霞ケ丘２丁目１番16号　リードサザン霞が丘103号、従前の住所兵庫県伊丹市東有岡１丁目19番地１　ルネ伊丹ガーデンスクエア404号
債務者　池田　智絵（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５５２号
神戸市東灘区甲南町４丁目６番10号　甲南荘308号
債務者　髙島　尚弘
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５５６号
兵庫県三木市大塚２丁目３番22号　市営大塚団地５号棟401号
債務者　谷原　千絵
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５８９号
神戸市垂水区狩口台１丁目４番506号
債務者　内田　明継
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９８７号
名古屋市天白区平針南１丁目301番地　平針住宅11街区３号棟208号
債務者　江藤　政子
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３９１号
神奈川県秦野市西田原250番地
債務者　渡邊　継春
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第８２号
青森県三戸郡南部町大字虎渡字虎渡73番地１、前住所青森県八戸市大字長苗代字窪田13番地11
債務者　佐々木めぐみ（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第４４号
秋田県能代市河戸川字下大須賀21番地３
債務者　浅野真理子
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第１６９号
山梨県南アルプス市野牛島1895番地１　メゾンド・久保Ｂ101号、前住所山梨県南アルプス市徳永291番地
債務者　伊藤　　梢
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８２号
山梨県甲府市和戸町920番地　５－802号
債務者　大須賀美和子
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５１号
長野県上田市中丸子1958番地１（市営住宅Ｉ棟10号）
債務者　荻原　　隆
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第５６号
長野県上田市諏訪形671番地５
債務者　宮坂　　誕
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第１４２号
静岡県富士宮市小泉1393番地の６　メゾンミツムロＦ202
債務者　野田　敦代
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
静岡地方裁判所富士支部